

昭和五十二年一月二十日提出
質問 第一号

航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年一月二十日

提出者 阿部 昭 吾

衆議院議長 保利 茂 殿

航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する質問主意書

新東京国際空港公団法（以下「公団法」という）が、昭和四十年六月二日に制定された際、その附則第十条により航空法が一部改正され、第五十五条の三がつけ加えられるなどした。その後十一年余を経ているが、未だに成田開港は実現していない。そこで成田空港と航空法との関係に係わる諸点につき、運輸大臣の御見解を賜りたい。

一 公団法の附則の施行時期について

- (1) 右航空法の一部改正を含む附則が施行され、効力を有するものとなつた年月日はいつか。
- (2) 右についての法律上の根拠規定は何か。

二 航空法第三十八条第一項では、設置の許可を必要とする者を「運輸大臣及び新東京国際空港公団（以下「公団」という）以外の者」と規定しているが、

(1) 左の者が飛行場を新設しようとする場合、右許可を必要とするのか。法律上の根拠・理由を附して、許可の要・不要を示されたい。

(イ) 国

(ロ) 大蔵省（税関などのため）

(ハ) 科学技術庁（航空技術の研究に供するなどのため）

(ニ) 警察庁

(ホ) 海上保安庁

(ヘ) 運輸省港湾局

(ト) 運輸省航空局（職員の技能向上に専ら資するなどのため）

(2) 公団が公式に発足した年月日及びその根拠となつた法律名及び条項名を示されたい。

(3) 公団が公式に発足する以前は、右規定は、同条項改正前の「運輸大臣以外の者」と法律上同

じ内容となるのか。その他どのように解釈・運用されるべきものなのか。

三 航空法第五十五条の三第一項は、公団が新東京国際空港建設に必要な工事实施計画の認可手続きについて定めている。

公団による一連の認可申請及び運輸大臣による同認可について

(1) 航空法施行規則（以下「規則」という）第七十六条の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(2) 規則第八十六条の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追って示されたい。

(3) 右において、規則第八十五条の二の規定に係わるものはどれか。

(4) 規則第九十八条の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日並びに右認可に係わる工

事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(5) 規則第百三条の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追って示されたい。

(6) 右において、規則第百二条の二の規定に係わるものはどれか。

(7) 規則第百十五条の二の規定に係わる認可の年月日並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(8) 規則第百二十一条の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追って示されたい。

(9) 右において、規則第百二十条の二の規定に係わるものはどれか。

四 右工事实施計画は、公団法第二十一条による基本計画に基づかねばならないか。

(1) 右基本計画が公団に示された年月日を示されたい。

(2) 右基本計画がその後変更されていけば、変更の内容及び変更を指示した年月日を示されたい。

(3) 工事实施計画が基本計画に基づいているかどうかは、同計画の認可にあたり、運輸大臣が審査し、判断すべきものか。その他だれが審査し、判断すべきものか。

(4) 右についての法律上の根拠規定は何か。

(5) 工事实施計画が基本計画に基づいているとは、工事实施計画の内容が基本計画の内容に違反しているや否やを審査し、判断されるか。しからざれば、どのように審査し、判断されるのか。

五 航空法第五十五条の三第二項及び第三項は、工事实施計画の認可にあたり、一般の飛行場や

航空保安施設の設置許可に係わる手続きが準用されることを定めている。

- (1) 右第二項のただし書の準用規定が発動された場合があれば、それはいかなる工事実施計画の認可についてか。

- (2) 右第三項の読み替えによると、航空法第四十条では、供用開始後において告示し及び掲示した内容に変更がある場合で、かつ第五十五条の三第一項に規定する事由による場合が除かれるので、供用開始後は、一切の工事実施計画の認可に係わる告示及び掲示が不要であると定めていると解釈してよいのか。

- (3) 右において、供用開始後の第五十五条の三第一項による変更認可については、第四十条は無効であるとしてよいのか。

六 航空法第三十八条第三項が工事実施計画の認可に係わる手続きとして準用されている。

- (1) 右において、告示される内容と現地で掲示される内容とは全く同一のものか。

(2) 告示及び現地での掲示に係わる方法及び年月日を示されたい。

七 航空法第三十九条第一項の一部が工事実施計画の認可にあたり、同法第五十五条の三第二項により準用されている。

(1) 同条同項第一号の要件は、設置基準に関し定めている。規則第七十九条第二項及び第三項により承認を受けた異なる基準について、承認の申請及び承認が行われた年月日、附された期限、工事その他の一時的な事情の具体的内容並びに設置基準と異なる点を、すべての承認に対し、示されたい。

(2) 右と同じく設置基準に関し、規則第一百七条第二項の規定により承認を受けた異なる基準について、承認の申請及び承認が行われた年月日、附された期限、工事その他の一時的な事情の具体的内容並びに基準と異なる点を、すべての承認に対し示されたい。

(3) 右と同じく設置基準に関し、規則第九十九条第二項の規定により運輸大臣が認めた航空保

安無線施設の種類、やむを得ないとする理由、別に定めた基準の内容及び同基準を定めた年月日をそれぞれ示されたい。

(4) 同条同項第二号の要件では、設置に関し「他人の利益を著しく害する」とはいかなることなのか。その要件を示し、具体的に例示されたい。

(5) 右第二号が、設置に関する要件として法定されている理由は何か。

(6) 同条同項第五号の要件では、飛行場の敷地の確実な取得を挙げているが、確実な取得が認められるとはいかなることなのか。その要件を示し、具体的に例示されたい。

(7) 右第五号が、設置に関する要件として法定されている理由は何か。

八 同じく準用される航空法第三十九条第二項で規定される公聴会開催が、設置に関する要件として法定されている理由は何か。

右質問する。